

平成30年第4回長久手市議会定例会議案概要（追加分）

平成30年第4回長久手市議会定例会提出議案等一覧（追加分）

区 分	議案番号	議 案 名	担 当 課
予算 1件	議 案 第77号	平成30年度長久手市一般 会計補正予算（第6号）	財政課
計			1件

予算

議案第77号 平成30年度長久手市一般会計補正予算（第6号）

単位：千円

ア 歳入

名 称	金 額	説 明
国庫支出金	187,778	ブロック塀及び冷房設備対応臨時特例交付金 187,778
県支出金	10,872	愛知県議会議員選挙市町村交付金 10,872
繰越金	865	前年度繰越金 865
市債	1,323,800	小中学校空調設備整備事業債 1,323,800
補正合計	1,523,315	
補正後合計	20,919,543	

イ 歳出

名 称	金 額	説 明
総務費	10,872	県議会議員選挙職員人件費 897 県議会議員選挙執行事業 投票管理者・立会人報酬 70 消耗品費 30 食糧費 15 手数料 341 ポスター掲示板設置委託 1,360 ポスター掲示場点検委託 126 期日前投票システム保守委託 1,514 選挙公報配布委託 846 投票受付事務等委託 570 選挙人誘導業務委託 221 電算委託 2,103 コンピュータ賃借料 1,514 個人演説会場賃借料 113 投開票資機材賃借料 1,152

教育費	1, 5 1 2, 4 4 3	長久手小学校空調設備整備 監理委託料 1, 5 6 9 工事請負費 1 2 6, 9 6 4 西小学校空調設備整備 監理委託料 1, 8 4 3 工事請負費 1 4 4, 0 8 1 東小学校空調設備整備 監理委託料 1, 9 6 0 工事請負費 1 5 8, 5 9 0 北小学校空調設備整備 監理委託料 2, 5 9 8 工事請負費 2 0 3, 1 2 8 南小学校空調設備整備 監理委託料 1, 9 6 2 工事請負費 1 7 6, 6 2 4 市が洞小学校空調設備整備 監理委託料 2, 3 4 8 工事請負費 2 1 1, 4 3 7 長久手中学校空調設備整備 監理委託料 1, 6 5 7 工事請負費 1 3 3, 9 3 5 南中学校空調設備整備 監理委託料 1, 7 3 9 工事請負費 1 5 6, 5 3 4 北中学校空調設備整備 監理委託料 2, 3 4 3 工事請負費 1 8 3, 1 3 1
補正合計	1, 5 2 3, 3 1 5	
補正後合計	2 0, 9 1 9, 5 4 3	

ウ 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
総務費	選挙費	県議会議員選挙執行事業	9,860
教育費	小学校費	小学校空調設備整備事業	1,033,104
	中学校費	中学校空調設備整備事業	479,339

エ 地方債補正

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小中学校空調設備整備事業債	1,323,800	証書借入又は証券発行	% 5.0以下 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金、県振興資金その他金融機関の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借替えることができる。

写

発委第4号

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則について

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年12月21日提出

提出者

長久手市議会議会運営委員会委員長 岡崎つよし

説明

この案を提出するのは、分科会又は小委員会に係る条項を追加することに関し、長久手市議会会議規則の一部を改正する必要があるからである。

写

別紙

長久手市議会規則第 号

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則

長久手市議会会議規則（昭和48年長久手町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(分科会又は小委員会)</u> <u>第68条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。</u> (<u>連合審査会</u>) <u>第68条の2</u> (略)</p>	<p>(<u>連合審査会</u>) <u>第68条</u> (略)</p>

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

写

発委第5号

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年12月21日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 岡崎つよし

説 明

この案を提出するのは、新たに予算決算常任委員会を設置することに関し、長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する必要があるからである。

写

別紙

長久手市条例第 号

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例

長久手市議会委員会に関する条例（昭和23年長久手村条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管） 第3条（略） 2 常任委員会の名称、常任委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。 【別記1 参照】	（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管） 第3条（略） 2 常任委員会の名称、常任委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。 【別記1 参照】

【別記1】

改正後

名称	委員定数	所管
総務委員会及び教育福祉委員会の項（略）		
くらし建設委員会	6人	くらし文化部、建設部、農業委員会の所管に関する事項
予算決算委員会	17人	予算決算に関する事項

改正前

名称	委員定数	所管
総務委員会及び教育福祉委員会の項（略）		
くらし建設委員会	6人	くらし文化部、建設部、農業委員会の所管に関する事項

附 則

この条例は、平成31年2月19日から施行する。

平成30年第4回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

平成30年12月21日(金)午前10時開議

- 第1 諸般の報告
議案の提出について
- 第2 議案第77号平成30年度長久手市一般会計補正予算（第6号）
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、委員会付託）
- 第3 議案第61号から議案第77号まで
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）
- 第4 発委第4号長久手市議会会議規則の一部を改正する規則について及び発委
第5号長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決）

総務委員会

議案番号 件 名

議案第 77 号 平成 30 年度長久手市一般会計補正予算（第 6 号）

2019年度 市議会年間日程案

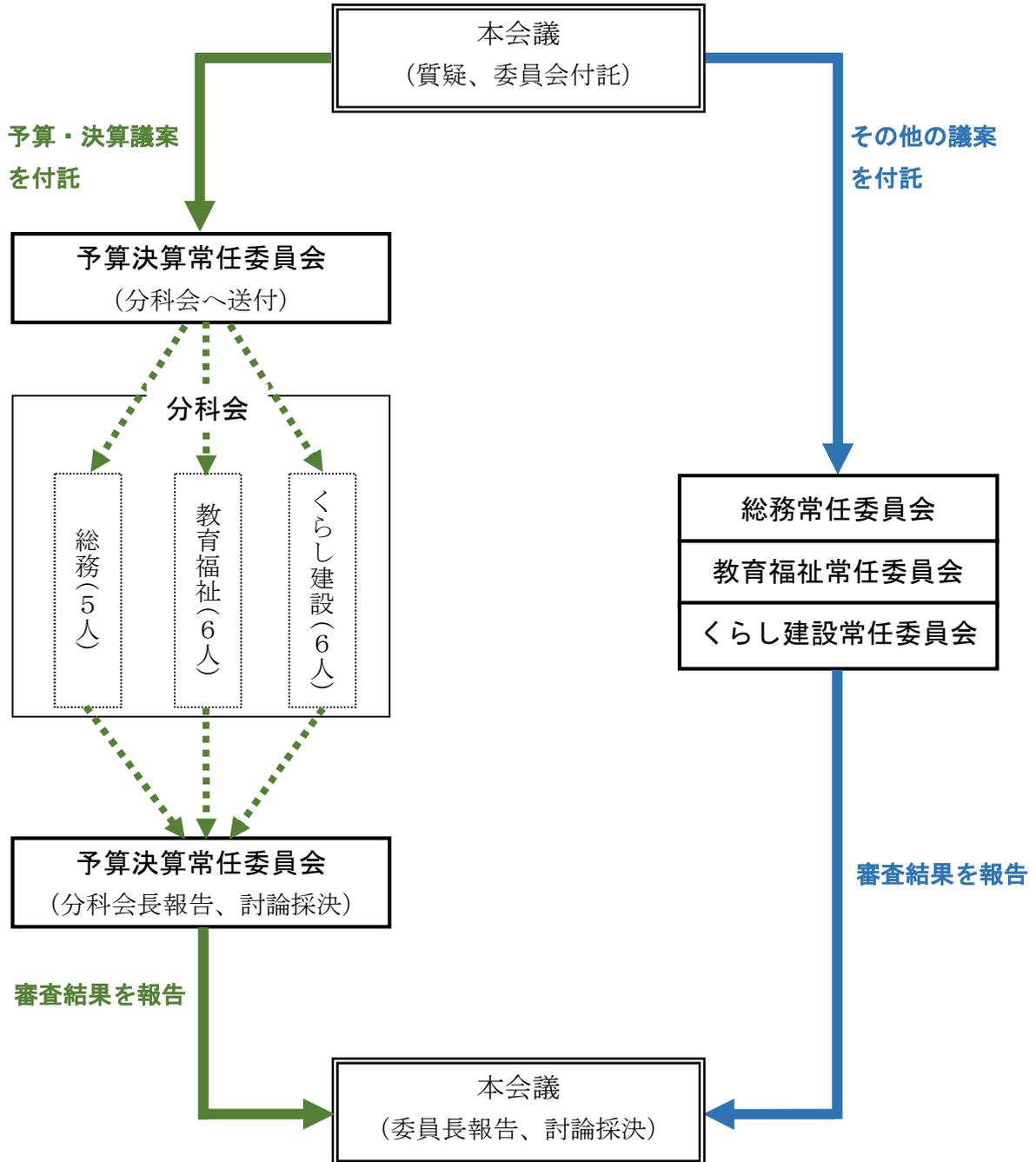
臨時会会期日程(案)

5月7日(火) 10:00 全員打合せ会
 5月17日(金) 10:00 臨時会
 5月20日(月) 臨時会予備日
 5月22日(水) 議員研修

第2回定例会会期日程(案)				第3回定例会会期日程(案)				第4回定例会会期日程(案)				第1回定例会会期日程(案)			
月	日	曜日	会期23日間	月	日	曜日	会期28日間	月	日	曜日	会期24日間	月	日	曜日	会期28日間
5	27	月	10:00 正副二役打合せ	9	16	月		11	11	月	10:00 正副二役打合せ	2	3	月	
	28	火	10:00 議会運営委員会 14:00 議案説明		17	火			12	火	10:00 議会運営委員会 14:00 議案説明		4	火	
	29	水			18	水			13	水			5	水	10:00 正副二役打合せ
	30	木			19	木	10:00 正副二役打合せ		14	木			6	木	10:00 議会運営委員会 14:00 議案説明
	31	金			20	金	10:00 議会運営委員会 14:00 議案説明		15	金			7	金	
6	1	土			21	土			16	土			8	土	
	2	日			22	日			17	日			9	日	
	3	月	通告受付		23	月			18	月	通告受付		10	月	
	4	火	通告締切り		24	火			19	火	通告締切り		11	火	
	5	水			25	水	通告受付		20	水			12	水	通告受付
	6	木			26	木	通告締切り		21	木			13	木	通告締切り
	7	金			27	金			22	金			14	金	
	8	土			28	土			23	土			15	土	
	9	日			29	日			24	日			16	日	
	10	月	10:00 議会運営委員会		30	月			25	月	10:00 議会運営委員会		17	月	
	11	火		10	1	火	10:00 議会運営委員会		26	火			18	火	10:00 議会運営委員会
	12	水			2	水			27	水	10:00 開会日		19	水	
	13	木	10:00 開会日		3	木	10:00 開会日		28	木	10:00 質疑・委員会付託		20	木	10:00 開会日
	14	金	10:00 質疑・委員会付託		4	金	10:00 質疑・委員会付託		29	金	休会日		21	金	10:00 質疑・委員会付託
	15	土			5	土			30	土			22	土	
	16	日			6	日		12	1	日			23	日	
	17	月	9:30 一般質問		7	月	9:30 一般質問		2	月	9:30 一般質問		24	月	予備日
	18	火	9:30 一般質問		8	火	9:30 一般質問		3	火	9:30 一般質問		25	火	9:30 一般質問
	19	水	9:30 一般質問 散会后 予算決算委員会		9	水	9:30 一般質問 散会后 予算決算委員会		4	水	9:30 一般質問 散会后 予算決算委員会		26	水	9:30 一般質問
	20	木	予備日		10	木	予備日		5	木	予備日		27	木	9:30 一般質問 散会后 予算決算委員会
	21	金	休会日		11	金	9:30 常任委員会		6	金	9:30 常任委員会		28	金	予備日
	22	土			12	土			7	土			29	土	
	23	日			13	日			8	日		3	1	日	
	24	月	9:30 常任委員会		14	月			9	月			2	月	9:30 常任委員会
	25	火			15	火			10	火			3	火	予備日 (中学校卒業式)
	26	水			16	水			11	水			4	水	
	27	木			17	木			12	木	予備日		5	木	
	28	金	予備日		18	金	予備日		13	金	休会日		6	金	
	29	土			19	土			14	土			7	土	
	30	日			20	日			15	日			8	日	
7	1	月	9:30 予算決算委員会		21	月	休会日		16	月	9:30 予算決算委員会		9	月	予備日
	2	火	休会日		22	火	9:30 予算決算委員会		17	火	休会日		10	火	休会日
	3	水	10:00 議会運営委員会		23	水	予備日		18	水	10:00 議会運営委員会		11	水	9:30 予算決算委員会
	4	木	休会日		24	木	休会日		19	木	休会日		12	木	予備日
	5	金	10:00 閉会日		25	金	10:00 議会運営委員会		20	金	10:00 閉会日		13	金	休会日
	6	土			26	土			21	土			14	土	
	7	日			27	日			22	日			15	日	
	8	月			28	月	休会日		23	月			16	月	10:00 議会運営委員会
	9	火			29	火	休会日		24	火			17	火	休会日
	10	水			30	水	10:00 閉会日		25	水			18	水	10:00 閉会日

※定例会及び臨時会の会期日程については、あくまでも(案)です。各定例会の開会前の2回目の議会運営委員会で正式に決定します。

予算決算常任委員会の審査の流れ



長久手市議会予算決算委員会及び分科会に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、長久手市議会委員会に関する条例（昭和23年長久手村条例第8号。以下「条例」という。）及び長久手市議会会議規則（昭和48年長久手町議会規則第1号）に定めがあるもののほか、予算決算常任委員会（以下「委員会」という。）及び分科会に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の運営等）

第2条 委員会は、付託された議案等を仕分けし、分科会に送付することができる。

2 委員会が分科会に送付した議案等は、分科会の会長（以下「会長」という。）が論点を整理し、審査経過を委員会に報告するものとする。

3 委員は、会長の報告に対し質問をすることができる。

4 委員会は、分科会に送付する議案等の質疑をすることができない。

5 分科会に送付した議案等は、会長の報告の後、討論を経て採決するものとする。

（分科会の設置）

第3条 委員会に次の各号に掲げる分科会を置き、担当事項はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 総務分科会 総務常任委員会が所管する事項

(2) 教育福祉分科会 教育福祉常任委員会が所管する事項

(3) 暮らし建設分科会 暮らし建設常任委員会が所管する事項

（会長及び副会長）

第4条 分科会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、前条各号の担当事項を所管する常任委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。

（会長の職務権限）

第5条 分科会は、会長が招集する。

2 会長は、分科会の議事を整理し、秩序を保持する。

(会長の職務代行)

第6条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を行う。

2 会長及び副会長とともに事故があるときは、年長の分科会の会員(以下「会員」とする。)が会長の職務を行う。

(分科会の会員)

第7条 会員は、第3条各号の担当事項を所管する常任委員会の委員をもって充てる。

(分科会の運営)

第8条 分科会は、会員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 分科会の会議は公開するものとする。ただし、分科会の決定により非公開とすることができる。

3 議案等の審査は、論点等を明確に質問し、討論及び採決をすることができない。

4 会長は、審査終了後、議案等の論点を整理し、審査経過を委員会に報告する。

5 傍聴については、条例第16条の規定を準用する。

6 分科会の記録は、条例第27条の規定を準用する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び分科会に関し必要な事項はその都度協議する。

附 則

この要綱は、平成31年2月19日から施行する。

総務委員会 テーマ「ふるさと納税について」

市民から寄せられた意見(抜粋)

- 1 ふるさと納税どう思われましたか。
 - ・ 「金持ち減税」であり、本来の趣旨から大きく変わってしまったので、いったん廃止すべき。議会として国へ意見書を出してもいい。
 - ・ 長久手市民に「なぜふるさと納税をしたのか。」の理由を聞きたい。
 - ・ ふるさと納税に興味はあったが1億4,500万円の減収は見過ごせない。一般財源の1%になってしまうような勢いで、止めなくてはならない。欲の皮の突っ張った人のための制度。
 - ・ 劇画本、農産品（あぐりん村の新鮮野菜ボックス）は、長久手の返礼品に魅力が無い。
 - ・ 住宅地として返礼品をどうするかが難しい。
 - ・ 収入レベルの高い長久手市民が他市の返礼品に魅力を感じるのは当たり前で、どう止めることができるのか。
 - ・ 長久手市民が長久手にふるさと納税する事が一番。食べたりではなく、第3次産業に属するようなサービスにふるさと納税できたらいい。
 - ・ 他県、他市と競争するにあたり、長久手にはふるさと納税としての魅力ある武器（返礼品候補）が少ないように思う。万博公園ジブリパークをアピールしたり、開園前に体験でき意見が言えるような権利などに長久手市が積極的に関わってはどうか。
 - ・ 使い方が選べるといっても何に使っているかわかりにくい。「〇〇公園のトイレを綺麗にしたい。」「せせらぎの径のここを綺麗にしたい。」など予算はつけにくいけれど、市民がやって欲しいことをピンポイントに選べたら、満足度が上がるのではないか。
- 2 長久手市は今後どのような体制にすべきか。
 - ・ 返礼品競争に加わらなかったのは正しい。
 - ・ 長久手の特色ある施策への納税を呼びかける必要はある。
 - ・ 長久手市の施策を、市ではなく第三者の機関が実際に事業をするために寄付できるように条例を制定してはどうか。表面的に税収が減るので交付金がもらえる可能性がある。市の収入にならない形で「納税」する事ができる事がポイントである。（滋賀県で実施している）

3 意見

- ・ 視察先は、小田原市のような人口 20 万人、資源豊富（小田原城・海・山）なところではなく、同程度の規模で同じ悩みを持った自治体を研究すべきではないか。
- ・ なるべく横文字、カタカナを避けてわかりやすく報告して欲しい。
- ・ ふるさと納税を超える税収を他の面で目指せばいいので、ふるさと納税にこだわらなくてもいいのではないか。他県にアピールできる街づくりやモリコロパークの活用を考えていってはどうか。

委員会としての対応

長久手市は「返礼品競争には乗らない」という姿勢でしたが、平成 30 年、長久手市から流出する税金は 1 億 4,500 万円となりました。これは、平成 30 年度の予算ベースで見ると、N-バス事業費 1 億 2,000 万円 を超える額で看過できません。

ふるさと納税の制度に問題がないわけではないが、アイデアや活用によって地域経済の活性化につながることは確かです。特色がありわかりやすい施策をたて、共感を呼ぶことが大切です。寄付しやすい環境が進み、ふるさと納税市場全体の拡大は今後も増えていくと思われます。今後、長久手市がどのような体制で取り組むべきか早急に考え、積極的な展開を希望します。

教育福祉委員会 テーマ「子どもの権利条例について」

子どもを取りまく環境の変化から、子どもの最善の利益を守るために「子どもの権利条例」を制定している兵庫県宝塚市と尼崎市へ視察を行い、テーマとした。

参加者のご意見に対する回答

Q 1 子どもの貧困対策は社会的な問題になっており、本市でも実態調査をする必要があるのではないかと。

A 1 次期子ども・子育て支援事業計画の改定に向けて、本年度は基礎調査を実施することとしている。この調査の一環として、就学前児童の保護者 2000 人、就学児童の保護者 2000 人に対して、保育や放課後の居場所を中としたアンケート調査を実施している。

この中で、今後の子どもの貧困対策を検討していくため、各世帯の生活の状況と子育てへの影響との関係性を把握するための調査項目も設けている。具体的には、配偶者の有無や世帯収入等の生活状況、子供との関わり方や習い事、子育てに関する情報入手の方法などに関する質問項目を設けており、現在策定中の教育振興基本計画の基礎調査項目の中にも、関連する質問を設けている。

Q 2 今回、子ども条例のたたき台の文面が提示されると思っていたが。

A 2 今回は、市民の皆さんから、子どもを取りまく環境や情勢について身近な問題や提案をお聞きし、子ども条例の必要性の可否を判断することを目的とした。

Q 3 「子ども条例」を制定してほしい。

A 3 子ども条例は「子どもの最善の利益」の実現を目的としており、その実現のためには施策の実効性が不可欠ですが、本市では、子どもの擁護、家庭環境への支援、子どもの特性への支援、地域支援など様々な視点から多様な取り組みを実施している。こうした取組については、今後もさらに推進していくこと、また、法定計画で実効性を担保しているため現時点では条例の制定は考えていないが、今後、子ども・子育て支援事業計画の改定作業を予定しているため、子どもの権利擁護の観点からの取り組みに関して検討していきたいと考えている。

委員会としての対応

子どもの権利条例に基づいた子ども条例がいいのか、尼崎市のような独自性のあるものがあるのか、方向性を見出していくため、引き続き勉強会等を行ってきたい。

くらし建設委員会

テーマ「環境に優しい循環型社会の推進について」

参加者のご意見

- 1 エコハウスの有効活用とさらなる分別の推進を図ってほしい。
- 2 市民エネルギー事業を立ち上げ、発生した利益を地域の課題解決費に充てたい。また、確実な二酸化炭素削減に繋げてほしい。
- 3 プラスティックごみ減量化について、国へ意見書を提出してほしい。イケアなど環境対策に理解のある企業がある一方で、レジ袋を無償提供する店舗も多いため、市からレジ袋の削減の協力を呼びかけ、市全体で意識の醸成を図れないか。
- 4 里山を保全するために、市が主体となって一部を保護するシステムをつくれぬか。
- 5 エコデーを設けて、家庭のCO2排出をチェックできるシートを活用し、環境保全の意識啓発の推進を市に働きかけてはどうか。

委員会としての対応（提言）

- エコライフデーを定め、家庭で環境のことを考えた生活をして、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を減らす取り組みの実践（チェックシート）を市に提言します。
- 3月議会において、プラスチックごみ削減に関する意見書を国に提出できるよう努力いたします。